

国家戦略特別区域基本方針の一部変更について

- 平成26年度税制改正の大綱（平成25年12月24日閣議決定）及び先の通常国会で成立した租税特別措置法・地方税法の一部改正を受け、国家戦略特区に係る課税の特例措置の概要について記載。
- 国家戦略特区に係る課税の特例措置の適用を受けるための手続（区域計画への記載事項、認定条件等）を規定。

1. 課税の特例措置の概要

（1）特別償却・投資税額控除

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められたものが、国家戦略特区内において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除措置。

	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	即時償却(特定中核事業 [※]) 50%(特定中核事業以外)
	建物及びその附属設備並びに構築物	25%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	15%
	建物及びその附属設備並びに構築物	8%

(※)先端的技術を活用した医療等医療分野が対象。

（2）研究開発税制の特例

上記1. の即時償却の適用を受ける特定中核事業の用に供された開発研究用資産について、即時償却に加え、その減価償却費の12%を税額控除できる措置。

（3）固定資産税の特例

特定中核事業のうち医療分野における一定の研究開発に関する事業の実施主体として区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において取得した当該研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の1/2とする措置。

（4）国家戦略民間都市再生事業に対する特例（割増償却、登録免許税の軽減等）

2. 課税の特例措置の適用手続

- 所定の様式による事業実施計画の作成等及び区域計画への記載事項(事業の内容、事業の実施主体、目標を達成するための位置付け・必要性、適用しようとする課税の特例措置等)を規定。
- 区域計画を内閣総理大臣が認定することで、課税の特例措置が適用。
※認定においては、基本方針に定める認定条件を満たすことが必要。